

## 冬の節電（高圧以上） 利用規約

「冬の節電（高圧以上）（以下、「本プログラム」といいます。）利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社新出光（以下、「当社」といいます。）が開催する本プログラムに関する取扱いを定めたものです。なお、本プログラムは、経済産業省の補助事業「電気利用効率化促進対策事業」（以下「国の節電」）を活用して実施いたします。

### 1. 本プログラム内容

（1）本プログラム期間中、時間単位の電力量の節電（以下、「指定時型（kW型）」といいます。）にご協力いただける当社と高圧または特別高圧の契約を有する法人または個人の方（以下、「お客さま」といいます。）に、国の節電による参加特典として20万円を進呈します。また、参加特典の進呈は本プログラム参加者1法人等につき1回限りとし、当社および国の節電 電気利用効率化促進対策事務局（以下、「執行団体」といいます。）の審査を経て承認された場合に進呈します。

（2）節電達成特典として、本プログラム参加者の当社との電力需給契約単位で特典を進呈します。節電手法および達成特典等の詳細は、「4. 本プログラムの節電手法（指定時型（kW型）」「5. 特典および進呈時期」（2）にて定めます。

（3）同意書の1にて「同意する」にチェックを頂いたことをもって、当社が国の節電の事務局に対して本プログラム申込情報を提供すること、および不正受給しないこと等（詳細は、「6. 注意事項」（1）にて定めます）について、お客さまが個別に同意いただいたものとみなします。

### 2. 本プログラムの期間

本プログラム期間は、2022年12月1日（木）から2023年3月31日（金）までとし、参加お申込み期間は、2022年10月14日（金）から2022年12月28日（水）までとします。

### 3. 適用条件等

本プログラムは、本参加者が本規約の全てに同意のうえ、同意書に必要事項をご記入いただき必要箇所に押印のうえ、期間内に当社までご提出いただき、当社および執行団体がこれを承諾したことで適用されます。

※同意書は2022年12月28日（水）当日必着郵送分まで有効となります。

### 4. 本プログラムの節電手法（指定時型（kW型））

節電達成特典については、現在国への補助金申請を実施中のため、内容が変更になる場合があります。変更となる際、当社は予告なく本規約を変更できるものといたします。

（1）お客さまごとの標準的な使用量から実際の使用量を差し引いた残りの値を節電量として定義します。節電量の計算は30分値を1単位として1単位ごとに行い本プログラムの節電対象時間帯毎に合計し、小数点以下第3位を四捨五入し算定します。

（2）標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用状況を活用し「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁・令和2年6月1日最終改定）に基づき算定します。

イ 平日の場合

標準的な使用量は、平日の直近5日間（土日祝日及び過去の対象日を含まない）のうち対象時間帯における使用量の多い4日間の対象時間帯における平均使用量となります。なお、標準的な使用量が負の値となる場合は0kWhとして取り扱います。また、直近5日間において対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い1日を除き、4日間で計算いたします。

ロ 土日祝日の場合

標準的な使用量は、土日祝日の直近3日間（平日及び過去の対象日を含まない）のうち対象時間帯における使用量の多い2日間の、対象時間帯における平均使用量となります。なお、直近3日間において対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、最小日のうち対象日から最も遠い1日を除き、2日間で計算いたします。

（3）節電量の計算は、対象の電気料金プランが適用されている需要場所に設置されたスマートメーターから送られる30分値の使用量をもとに行います。スマートメーター未設置やシステム障害通信障害などにより使用量データが欠損していた場合は本プログラムの節電量の算定および特典進呈の対象外です。また、（2）に基づき設定される標準的な使用量の算定にあたり必要となる日数が足りない場合は本プログラムの節電量の算定および特典進呈の対象外になる場合があります。

（4）当社は本プログラムの対象者様に対して節電対象時間帯の節電量に応じて特典を進呈します。節電対象時間帯は節電量1kWhに対し当社が、「5. 特典および進呈時期（2）」にて設定した特典を進呈します。

（5）節電対象時間帯は「3. 本プログラムの期間」で定める期間の中で当社が任意で設定します。なお、節電対象を設定しない時間帯がありますのでご了承ください。

（6）節電対象時間帯は原則前日に送信するお知らせメールにてご確認いただけます。お知らせメールはご提出いただいた同意書にて記載いただいたメールアドレス宛に送付します。

（7）お申込みいただいた法人様名義にて、弊社との需給契約が複数登録されている場合、全て節電ポイントの算定対象となります。

（8）本プログラム期間中お客さまが実施した節電量については、毎月月末までの1か月間の結果を、翌月月初にメールにてご連絡いたします。

### 5. 特典および進呈時期

(1) 参加特典については、本プログラムに参加申込をいただいてから当社および国の節電の事務局の審査を経て参加特典進呈の承諾がされたお客さまへ、参加申込をいただいた翌月ご利用の電気代から、参加特典金額の 200,000 円をお値引きいたします。なお、特典付与前月の電気代のご請求額が 25 万円に満たない場合には、口座振込にて参加特典を申請いたします。

※当社および 国の節電 電気利用効率化促進対策事務局（以下、「執行団体」といいます。）の審査を経て承認された場合に進呈します。

※お申込みの状況等により、参加特典の付与が遅れる場合がございます。

※複数の需給地点を有するお客さまについては、お客さま本社所在地の需給契約を有する電気事業者から振り込まれることが原則となります。

※参加特典付与時にお客さまが当社と高圧および特別高圧の需給契約をすべて解除されている場合、または「6. 注意事項」(4) に定める当社が対象外とする需給契約のみご契約されているお客さまは、進呈対象外となります。

(2) 節電達成特典については、現在国への補助金申請を実施中のため、内容が変更になる場合があります。変更となる際、当社は予告なく本規約を変更できるものといたします。

節電達成特典については、節電量 1kWhにつき 40 円（当社特典として 20 円、国の節電特典として 20 円の合計）を利用当月の電気代から値引きいたします。また当社が、値引での特典進呈が困難であると判断したお客さまについては口座振込を行うことで特典を進呈いたします。

※特典進呈時にお客さまが当社と需給契約を解除されている契約は、進呈対象外となります。

※「6. 注意事項」(5) に定める当社が対象外とする契約は、進呈対象外となります。

## 6. 注意事項

(1) 本プログラムは、国の節電を活用して実施していることから、以下に同意いただきます。

・本プログラムのお申込み情報（需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号、法人名、法人番号等）を国の節電の事務業務に必要な範囲で国の節電事務局に提供すること。

・要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。また、不正に特典を取得した可能性がある国が判断した場合に、当社を通じて参加状況の確認に速やかに応じていただくこと。

・不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社を通じて特定相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じていただくこと。

(2) 本プログラムは、参加お申込みの時点で当社との間で高圧もしくは特別高圧の需給契約が成立しているお客さまのみが対象となります。

※需給開始日が 2023 年 1 月 1 日以降となるご契約については、参加特典の進呈対象外となります。

(3) 本プログラムは、国および独立行政法人は対象外となります。

(4) 以下の契約のみを有するお客さまは参加特典の対象外となります。

太陽光発電設備の P C S 制御用の受電需要、部分供給のご契約、予備電力、自家発補給電力、農事用電力、深夜電力、臨時電力、融雪用電力等。

(5) 以下の契約は指定時型（kW 型）の達成特典対象外となります。

太陽光発電設備の P C S 制御用の受電需要、部分供給のご契約、予備電力、自家発補給電力（使用した場合の常時使用する電気契約を含む）、農事用電力、深夜電力、臨時電力、融雪用電力等。詳細は、別途、国の節電手法および達成特典に関する詳細内容公表後、本規約にて定めます（電源 I に参画されている契約の扱いを含む）。定める際、当社は予告なく本規約を変更できるものといたします。

(6) 本プログラムの参加お申込み時点で、迷惑メール対策として、本プログラムに関連する送付専用メールアドレス「Shin\_Energy@idex.co.jp」を受信設定していない場合、本プログラムに関する各種ご連絡ができませんので、設定のご変更をお願いします。

(7) 本プログラムの参加、お問い合わせにかかる費用（郵送費用、インターネット環境整備、インターネット接続料、通信費等）はお客さまのご負担とさせていただきます。

(8) 本プログラムへのお申込みによって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または過失に起因するものを除き、当社はその責任を一切負いません。

(9) 当社は、本プログラムに関連して、当社の故意または重大な過失によりお客さまに生じた損害について、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。

(10) 本プログラムにて取得した個人情報、当社の個人情報保護方針（<https://www.idex.co.jp/privacy/index.html>）にしたがって取り扱うものとします。

(11) 本プログラムは予告なく変更または終了させていただく場合があります。

## 改定履歴

初版： 2022 年 10 月 19 日

第 2 版： 2022 年 11 月 10 日

第 3 版： 2023 年 2 月 2 日